



# 新年のご挨拶

独立行政法人 水資源機構 理事長

甲村 謙友



あけましておめでとうございます。

昨年7月の九州北部豪雨で被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧・復興を祈念いたします。

直前まで渇水状態であったところに、7月5日昼から夜にかけて線状降水帯が形成され、朝倉市で最大24時間雨量545.5mmの観測史上1位の豪雨となりました。水資源機構が管理する寺内ダムで、計画洪水流量の約3倍の888m<sup>3</sup>/sの最大流入量を記録しましたが、その約99%に当たる878m<sup>3</sup>/sを貯留し佐田川金丸橋地点の水位を最大約3.38m低下させるとともに約1万m<sup>3</sup>の流木を捕捉し、堤防決壊を防止しました。小石原川でも、江川ダムで最大流入量326m<sup>3</sup>/sのはほぼ全量を貯留するとともに、上流で工事中の小石原川ダムで基礎掘削がほぼ完了したところに大量の洪水・流木・土砂等を貯留し、堤防決壊を防止しました。なお、小石原川ダムについては約1週間で貯留した洪水・流木・土砂等を撤去し、平成31年度の完成に向け最先端のICT施工技術を用い、ロックフィルダムの盛立・洪水吐きのコンクリート打設等のスピードアップを図っています。寺内ダム・江川ダム下流では殆ど被害はありませんでしたが、上流その他の地域では甚大な洪水・土砂・流木被害が発生したため、水資源機構では洪水終了直後から朝倉市・東峰村等に延べ208人の職員を派遣し、ドローンによる被災状況調査・支援物資提供・家屋被災状況調査・流木土砂の仮置き場提供・排水ポンプ車派遣等の災害支援を行いました。

10月22日には台風21号の影響で近畿地方で大雨となり、名張市では491mmの総雨量を記録しました。この時期は洪水期<sup>※1</sup>が終了し、各ダムでは利水のために貯水水位を上昇させていく時期ですが、綿密な降雨予測をもとに予備放流<sup>※2</sup>・事前放流<sup>※3</sup>を行いダムの貯水水位を下げ、洪水調節容量を確保し、洪水発生後は下流の水位や降雨予測等をもとに規則に定められた以上に放流量を絞ってダムに洪水をため込み下流の被害を防止しました。例えば名張地点では、比奈知ダム・青蓮寺ダム・室生ダムの操作によって水位を約1.3m低下させ、約2,200戸の浸水被害を回避させました。

一方、関東の荒川では1月から6月の降水量が平年の約6割程度となって河川の流量が減少したため、滝沢ダム・浦山

ダム・二瀬ダム・荒川調節池から約5,900万m<sup>3</sup>の補給を行い安定した取水を可能とした結果、7月にはその貯水量が満水時の1/3に低下しました。持続的な水利用を行うために取水制限をお願いするとともに、きめ細やかなダム操作と利根川の余剰水を武蔵水路を通して荒川に導入することで、取水障害の防除と荒川ダム群の貯水量温存、早期回復に努め、8月25日には取水制限を解除することができました。皆様のご協力に感謝するとともに、あらためて利根川、荒川を結ぶ武蔵水路の効果を実感した次第です。

地震の活動期に入るとともに、地球温暖化による気候変動によって従来経験したことのない大雨や少雨が頻発するようになってきています。命を守るために早期避難が必要ですが、大雨や大地震が起こるたびに避難を繰り返しては、経済や文化を含めた社会の持続可能な発展は望めないと思っています。大雨や大地震が発生しても逃げなくても良い社会をつくるのであれば理想的ですが、自然現象には際限がない以上、せめて、逃げなければならない頻度を一步一步減らす努力が必要です。

昨年を振り返っても、九州北部豪雨ではたまたま直前まで渇水状態でダム貯水位が下がっていたことと職員の努力で計画以上に洪水を調節できたこと、台風21号では非洪水期が始まってまもなくの時期で貯水位があまり上がっていない時期だったことと職員の熟練した技術で洪水調節容量を確保し、ダムへの洪水貯留に努めたこと等が被害を回避できた要因ですが、そのような要因が次回も生じるとは限りません。職員の能力向上とともに、従来経験したことがない事象が生じてても大被害を生じさせないような強靱な国土、インフラの再生が求められます。このような観点から、平成30年度予算内示において、ダムの洪水調節機能を向上させる早明浦ダム再生事業、大規模地震に対して調節池（三好池）の耐震性を強化するとともに老朽化に対して水路の機能回復を図る愛知用水三好支線水路緊急対策事業等が認められました。

「安全で良質な水を安定して安くお届けする」経営理念に基づき水資源機構施設全般にわたってハード・ソフトを総合した機能強化に努めてまいります。

引き続き、皆様のご支援をお願いします。

※1 ダムの操作規則において、洪水調節のために貯水水位を所定の水位以下に保つべきと定められている期間。近畿地方の水資源機構ダムは6月16日から10月15日の期間。それ以外の期間は非洪水期。

※2 ダムの操作規則に基づき、非洪水期に洪水調節を行う必要があると認められる場合にあらかじめ定められた水位を限度として貯水水位を低下させること。

※3 洪水期・非洪水期にかかわらず所定の洪水調節容量では不足すると認められる場合に利水者の了解を得て利水容量の一部を洪水調節に用いるため貯水水位を低下させること。